

女性外来・性差医療を育てる会（いちごの会） 会則

（総則）

第1条 本会の名称を「女性外来・性差医療を育てる会」、通称「いちごの会」とする。

第2条 本会は事務局を千葉県内に置く。

（目的と事業）

第3条 本会は、性差医療の考えに基づくよりよい医療の推進をめざすことを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 医療消費者（利用者）として、性差に基づく医療の考え方の普及を図る。
2. 会員相互の交流を通して、女性外来利用者・利用体験者としての心身の悩みや疑問・経験を共有し、相互にエンパワーする。
3. 疾病予防・健康増進にも性差医療の視点を取り入れ、性差に基づくより良い健康づくりをめざして、行政をはじめ社会に働きかける。
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行なう。

（会員）

第5条 本会の会員は、本会の目的と事業、規則に賛同し、その会費を納める者又は団体とする。

第6条 入会は、入会届を提出し、入会金と年会費を納入した者とする。

第7条 会員は、退会届を代表または運営委員会への提出にて随時退会できる。

第8条 1年以上の会費の納入のない会員は、退会扱いとする。

第9条 本会は入会金 1000 円、年会費は 3000 円とし、会計年度は 4 月から翌年 3 月までとする。中途入会の場合は、入会月から会計年度終了月までを月額 250 円で算出した金額を年会費とする。

（総会）

第10条 総会は、毎年 1 回以上総会を開き、会の行なう事業の方針を決定する。

第11条 総会は会員の過半数の本人出席または委任状により成立し、議事は出席した会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

（委員の選任）

第12条 運営委員 20 名以内及び監査 2 名は、総会において会員の中から選任する。

第13条 運営委員の中から互選により、次の役職者を選任する。

1. 代表 1 名
2. 副代表 2 名
3. 事務局長 1 名

第14条 代表は本会を代表する。副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代行するとともに、会計を担当する。監査は本会の業務執行及び財務状況の監査を行なう。

第15条 顧問は会員以外からでも選任することができる。

第16条 本会の役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

（運営委員会）

第17条 本会に運営委員会を置く。運営委員は定期的に委員会を開き、企画・調整等の研究会の運営に関わる業務を行なう。運営委員会委員長は代表がこれにあたる。

第18条 臨時の運営委員会は、会員または運営委員からの申し出により、代表が開催する。

(事務局)

第 19 条 本会の運営にかかわる事務は事務局が遂行する。事務局は運営委員会に所属し、運営委員会がその任務を補佐する。

(財務)

第 20 条 本会の通常の運営に要する費用は、個人会員、団体会員の会費収入等をもってあてる。

第 21 条 個々の事業においては、企業・団体・行政等からの協賛金等を集め、これを事業活動の費用にあてることができる。

第 22 条 会計年度は 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までとする。3 月 31 日を決算日とした会の収支報告書を作成し総会で報告する。

付則

1. この規約に定めることその他、本会の運営上必要な細則は運営委員会において別途検討し、代表の承認を得て定めるものとする。
2. 本規約は、2005 年 10 月 29 日より施行する。

第 1 期 運営委員・役員名（任期：平成 17 年 10 月 29 日から平成 20 年 3 月 31 日）

運営委員

伊藤暁子、内野美恵子、大谷双葉、大原儀江、久保木陽子、佐俣雪江、高岩良子、高野育代、福原純子、水谷直美、柳堀朗子、吉本由美子、渡辺あき子（五十音順）

役員

代 表：吉本由美子

副 代 表：大原儀江、佐俣雪江

監 査：水谷直美、高岩良子

事務局長：柳堀朗子